

港区特定不妊治療費助成のご案内

1 制度の概要

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精のみ）に要する、医療保険が適用されない費用の一部を港区が助成します。また、男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精子を精巣等から採取するための手術）の費用の一部についても助成します。

※制度は変更される場合があります。申請前に、港区ホームページなどで最新の情報を確認してください。

2 助成上限回数

通算5年度まで申請できます。（5年度は連続している必要はありません。）

年度内の申請回数制限はありません。（1年度あたりの助成上限額に達するまでは、何度でも申請できます。）

※ただし、平成33年度から、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成対象外となりますので、年齢によっては5年度まで申請できない場合があります。

3 助成上限額

(1) 特定不妊治療

1年度あたり30万円を限度に助成します。

(2) 男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精子を精巣等から採取するための手術）

1年度あたり15万円を限度に助成します。

※「1年度」とは、当年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。

※当該治療について都道府県等から助成金を受けている場合には、医療費の総額から都道府県等の助成額を差し引いた金額が助成対象金額になります。

4 対象（要件）

要件			備考
1	婚姻	治療の開始日から助成金の申請時まで法律上の婚姻をしている夫婦であること。	事実婚は対象外です。
2	住所	(1) 夫婦の両方又は一方が、特定不妊治療の開始日から助成金の申請時まで、引き続き港区に住民登録をしていること。 (2) 申請時に夫婦の一方だけが港区内に住所を有する場合は、港区内に住所を有する者の所得が他方の所得を上回ることを要する。（ただし、所得を上回るものが、国外に居住している場合はその限りではない。）	申請書受理日（郵送の場合は消印日）以降の日付であれば、支給決定前でも転出は可。
3	治療する医療機関	都道府県（指定都市・中核市を含みます）の指定医療機関で特定不妊治療を受けていること。	指定医療機関は、厚労省のHPか医療機関で直接確認できます。
4	都道府県等の助成	都道府県等特定不妊治療費助成事業の助成対象となる場合は、その交付決定を受けていること。	次ページ「5 手続きの流れ」を参照。
5	他区市町村の助成	港区以外に住所が有る配偶者が、他の区市町村（都道府県等を除く）で当該治療について特定不妊治療費助成を受けていないこと。	

※治療による妊娠の有無は関係ありません。

※所得制限はありませんが、都道府県等の助成対象であるかを確認するため、所得確認をします。未申告の方は申告が必要です。（確認ができるまで審査は保留となります。）

5 手続きの流れ

当制度では、「都道府県等特定不妊治療費助成事業の助成対象となる場合は、その交付決定を受けていること」という要件があります。当制度の助成対象となる治療の考え方は、都道府県等特定不妊治療費助成事業に準じていますが、主に次のような違いがあります。

	東京都 (詳細は東京都の案内を参照してください)	港区
所得制限	夫婦合計の <u>所得額</u> が730万円未満	制限なし
年齢制限	妻の年齢が43歳以上で開始した治療は対象外	制限なし ※ただし、平成33年度からは妻の年齢が43歳以上で開始した治療は対象外
申請上限回数	妻の年齢が39歳までに通算1回目の助成を受けた方… <u>通算6回</u> まで 妻の年齢が40歳から42歳までに通算1回目の助成を受けた方… <u>通算3回</u> まで	<u>通算5年度</u> まで 各年度あたり助成上限額に達するまで ※ただし、平成33年度からは妻の年齢が43歳以上で開始した治療は対象外となるため、年齢によっては5年度まで申請できない場合があります。
特定不妊治療助成金額	治療1回につき、以下の金額が上限 治療ステージA…20万円 治療ステージB…25万円 治療ステージC及びF…7万円5千円 治療ステージD及びE…15万円 ※初めての申請に限り30万円（治療ステージC・F除く）	<u>1年度</u> あたり30万円を上限
特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法等助成金額	特定不妊治療の治療終了日の属する年度又はその前年度に行われた手術1回につき15万円を上限	<u>1年度</u> あたり15万円を上限

都道府県等特定不妊治療費助成事業の対象となるかにより当制度の手続きの方法や用意する書類が異なります。東京都特定不妊治療費助成事業の詳細は以下をご確認ください。

【ホームページ】 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/josei/funin/index.html>

東京都 不妊治療費助成

検索 

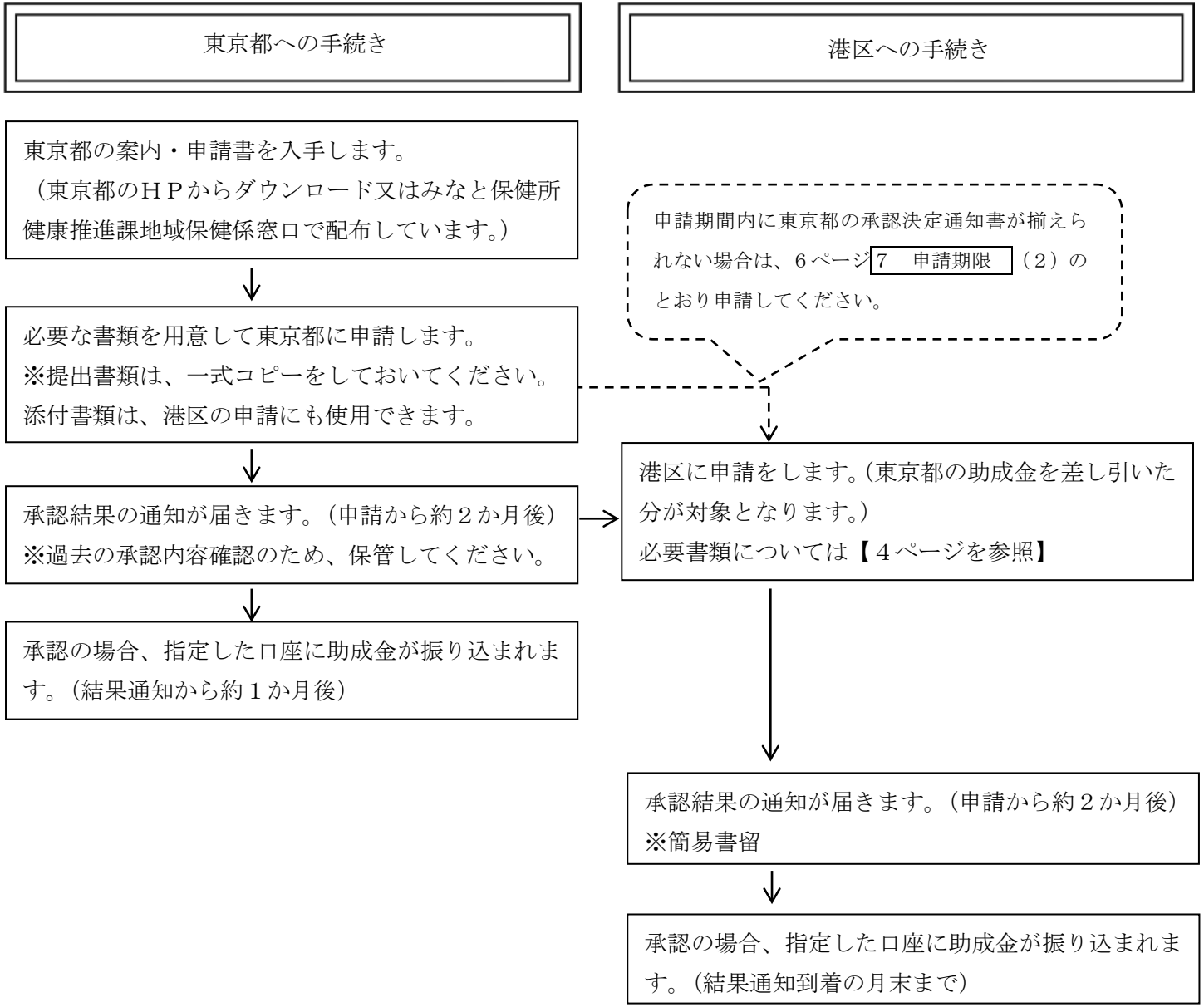
【問合せ先】 東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 母子医療助成担当

TEL 03-5321-1111（都庁代表） 内線 32-667、675～677

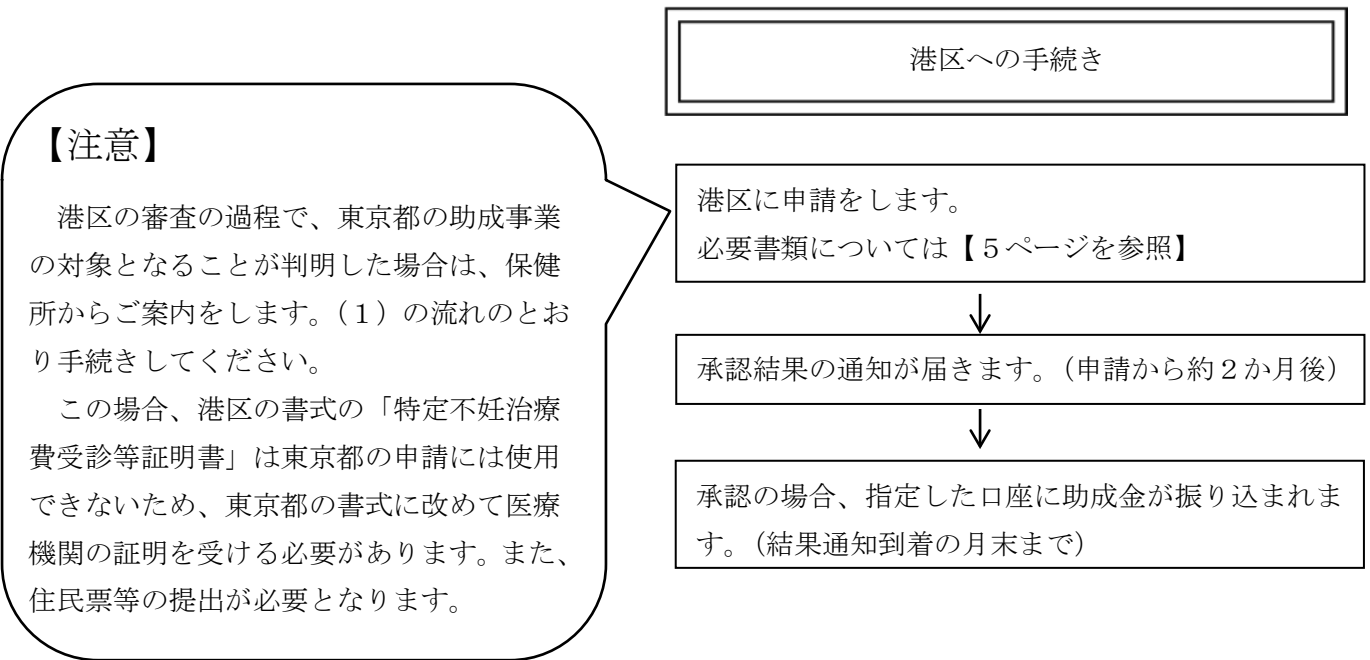
※ご案内と申請書類は、みなと保健所健康推進課地域保健係窓口でも配布しています。

(1) 東京都の助成事業の対象となる場合

東京都へ申請後に港区へ申請します。(港区への申請のみ行うことはできません。)



(2) 東京都の助成事業の対象とならない場合



6 必要書類

【東京都+港区】 東京都の助成申請後に港区へ申請をする場合

港区への申請は、原則、東京都の承認決定通知書が届いた後に行ってください。港区への申請には、東京都への提出書類のコピーを使用することができます。

次の1～4は、必ず提出が必要です。(1は、港区HPからダウンロードできます。)

	必 要 書 類	備 考
1	港区特定不妊治療費助成申請書 (第1号様式)	別紙「記入要領」を参照してください。
2	特定不妊治療費受診等証明書 (コピー) ※東京都の様式	港区の様式に取り直す必要はありません。 発行に時間を要しているため、申請期間内に揃えられない場合は、特例により、後から提出することができます。 (詳細は6ページ7 申請期限 (2)を参照)
3	指定医療機関発行の領収書 (コピー) ※原本は提出しないでください。	「特定不妊治療費助成受診等証明書」に記載された領収金額にかかるもの (「特定不妊治療費助成受診等証明書」に記載の領収金額の支払いを、領収書で確認する必要があります。領収証の中に助成対象とならない費用が含まれている場合は、証明書の金額と一致しません。) 領収書の氏名は、申請者名でも配偶者名でもどちらでも構いません。 「精巣内精子生検採取法等受診等証明書」がある場合は、その分の領収書も提出してください。
4	東京都(等)の特定不妊治療費助成承認決定通知書 (コピー)	申請時に東京都から届いておらず、申請期間内に揃えられない場合は、特例により、後から提出することができます。 (詳細は6ページ7 申請期限 (2)を参照)

次の5～7の書類は、場合により提出が必要です。

5	住民票 (コピー) (3ヶ月以内に発行されたもの) ※国外に転出されている方は戸籍の附票 (コピー)	港区に住民登録がある方は不要です。
6	治療開始日から助成金の申請日まで法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類 (戸籍謄本等) (コピー)	治療の開始日から助成金の申請日まで継続して夫婦とも港区内の同一世帯に住民登録があり、婚姻期間がわかる場合は不要です。
7	精巣内精子生検採取法等受診等証明書 (コピー) ※東京都の様式	申請する場合のみ必要です。 2の備考と同様です。

【港区のみ】 東京都の助成は非該当のため港区の助成のみ申請をする場合

次の1～3は、必ず提出が必要です。(1、2、6は、港区HPからダウンロードできます。)

	必要書類	備考
1	港区特定不妊治療費助成申請書 (第1号様式)	別紙「記入要領」を参照してください。
2	特定不妊治療費助成受診等証明書 (第2号様式) ※港区の様式	1周期の治療終了後に、医療機関で証明を受けてください。 発行に時間を要しているため、申請期間内に揃えられない場合は、特例により、後から提出することができます。 (詳細は6ページ 7 申請期限 (2)を参照)
3	指定医療機関発行の領収書 (コピー) ※原本は提出しないでください。	「特定不妊治療費助成受診等証明書」に記載された領収金額にかかもの (「特定不妊治療費助成受診等証明書」に記載の領収金額の支払いを、領収書で確認する必要があります。領収証の中に助成対象とならない費用が含まれている場合は、証明書の金額と一致しません。) 領収書の氏名は、申請者名でも配偶者名でもどちらでも構いません。 「精巣内精子生検採取法等受診等証明書」がある場合は、その分の領収書も提出してください。

次の4～8の書類の書類は、場合により提出が必要です。

4	住民票 (原本) (3ヶ月以内に発行されたもの) ※国外に転出されている方は戸籍の附票 (原本)	港区に住民登録がある方は不要です。
5	治療開始日から助成金の申請日まで法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類 (戸籍謄本等の原本) (3ヶ月以内に発行されたもの)	治療の開始日から助成金の申請日まで継続して夫婦とも港区内の同一世帯に住民登録があり、婚姻期間がわかる場合は不要です。
6	精巣内精子生検採取法等受診等証明書 (第5号書式) ※港区の様式	申請する場合のみ必要です。 2の備考と同様です。
7	申請者及び配偶者の所得の額を証明する書類 「住民税課税 (非課税) 証明書」又は「住民税額決定通知書」 (コピー)	当制度に所得の制限はありませんが、東京都の助成事業の対象とならないことを確認するために必要となります。 基準となる年の1月1日現在、港区に住民登録がある方は不要です。 (詳細は7ページを参照)
8	最終回の東京都 (等) の特定不妊治療費助成承認決定通知書 (コピー)	東京都の助成事業は申請回数上限に達しているため非該当となる場合に必要です。

7 申請期限

原則、申請期限は治療終了日の属する年度末（3月31日）です。ただし、以下の特例があります。

(1) 1月から3月までに治療が終了したもので、当該年度末（3月31日）までに申請書等が提出できないとき

同年4月1日から6月30日までの期間に限って申請が可能です。ただし、翌年度分の助成となります。

治療終了年度	治療終了日	申請期間（消印有効）	助成年度	
平成29年度	平成30. 1. 1 ～平成30. 3. 31	平成30. 4. 1 ～平成30. 6. 30	平成30年度	特例
平成30年度	平成30. 4. 1 ～平成31. 3. 31	平成30. 4. 1 ～平成31. 3. 31	平成30年度	原則
平成30年度	平成31. 1. 1 ～平成31. 3. 31	平成31. 4. 1 ～平成31. 6. 30	平成31年度	特例

(2) 1月から3月までに治療が終了したもので、次の①又は②の書類の発行に時間を要しているため、申請期間内に揃えられないとき

①指定医療機関が記入する「港区特定不妊治療費助成受診等証明書」（精子採取術も実施した場合は「精巣内精子生検採取法等受診等証明書」を含む）…【猶予期間】治療終了日の翌日から90日以内

②「東京都（等）特定不妊治療費助成承認決定通知書」…【猶予期間】承認決定日の翌日から30日以内

↓

次の条件を全て満たすことで、申請期間内に申請があったものとみなします。

- ・申請期間内に揃えられない書類以外は、申請期間内にすべて揃えて提出してください。
- ・申請期間内に揃えられない書類は、申請時にその旨を記載したメモを添付してください。
(様式・書式は問いません。下記の例を切り取って使用しても構いません。)
- ・申請期間内に揃えられなかった書類は、後日、上記に記載の各猶予期間内に追加提出してください。

(メモの例) ※以下を切り取って使用する場合、該当項目に○をしてください。

↓

- ・ 特定不妊治療費助成受診等証明書は、治療終了日の翌日から90日以内に必ず提出します。
- ・ 東京都（等）特定不妊治療費助成承認決定通知書は承認決定日の翌日から30日以内に必ず提出します。

平成 年 月 日

申請者住所 港区 _____

申請者氏名 _____

8 所得審査の対象年度等

治療時期にかかわらず、申請日（消印日）の月を基準に、審査対象の年度が異なります。申請月が1月～5月の場合は前々年1年間の所得を、6月～12月の場合は前年1年間の所得を審査します。（下表参照）

所得の額を証明する書類の取扱いは、各基準日時点の住民登録が、どこにあるかにより異なります。

（1）住民登録が港区にある方

書類添付は省略できます。（未申告の方は申告が必要です。確認ができるまで審査は保留となります。）

（2）住民登録が港区以外にある方（国内）

下表の書類提出が必要です。「住民税額決定通知書」をお持ちでない場合は、基準日現在の住民登録地に「住民税課税（非課税）証明書」の交付申請をしてください。

（3）住民登録が国内にない方

「戸籍の附票」を提出してください。本籍地に申請すると交付されます。

申請月	「住民税課税（非課税）証明書」 又は「住民税額決定通知書」のコピー	基準日
平成30. 1～平成30. 5	平成29年度 (平成28年分所得)	平成29年1月1日
平成30. 6～平成30. 12	平成30年度 (平成29年分所得)	平成30年1月1日
平成31. 1～平成31. 5		
平成31. 6～平成31. 12	平成31年度 (平成30年分所得)	平成31年1月1日

9 その他

切手等郵送にかかる費用及び必要書類発行等にかかる手数料などは、申請者の負担です。

窓口へ提出の場合も、書類をお預かりするだけで、その場での審査は行いません。

不備等により、担当者から連絡する場合があります。連絡先は日中連絡がつく電話番号をご記入ください。

提出していただいた書類は返却できません。

よくあるご質問（Q&A）もご参照ください。

10 提出・問い合わせ先

〒108-8315 港区三田1-4-10

みなと保健所健康推進課地域保健係（郵送可）

電話 03-6400-0084

◎申請期限、助成年度及び所得審査の対象の年度（早見表）

申請年度	治療終了年度	平成29年度				平成30年度				平成31年度				
		H30. 1. 1	H30. 3. 31	H30. 4. 1	H30. 5. 31	H30. 6. 1	H30. 6. 30	H30. 12. 31	H31. 1. 1	H31. 3. 31	H31. 4. 1	H31. 5. 31	H31. 6. 1	H30. 6. 30
	治療終了日	▲		▲	▲					▲	▲	▲		
	申請月	▲		▲	▲					▲	▲	▲		
平成29年度	H30. 1～H30. 3	助成年度 平成29年度 (原則)												
平成30年度	H30. 4～H30. 6	助成年度 平成30年度 (特例)												
	H30. 4～H31. 3					助成年度 平成30年度 (原則)								
平成31年度	H31. 4～H31. 6									助成年度 平成31年度 (特例)				
	申請月	H30. 1～H30. 5				H30. 6～H30. 12				H31. 1～H31. 5				
基準となる所得の 証明書の年度		平成29年度 (平成28年分所得)				平成30年度 (平成29年分所得)				平成31年度 (平成30年分所得)				